

一般社団法人日本パラ水泳連盟

J－F C S クラス分け規則

2026版(2026年5月以降)

このクラス分け規則は、2026年一般社団法人日本パラ水連盟（以下「J P S F」という。）主催・共催大会やJ P S F 地域指定大会およびJ P S F 公認大会において適用される。従来からJ－F C S クラス分け規則は、世界パラ水泳連盟（以下「W P S」という。）の規則に準拠しつつ、国内の状況を加味して設定されている。

2018年W P S クラス分け規則が改定された。それに基づき国際クラス分けを受検した競技者及び国内見直しの対応をした競技者においては新しいクラス、コード・オブ・エクセプション（Codes of Exception：以下「CoE」という）を適用する。

さらに 2022年8月、W P S クラス分け規則の視覚障害に関する事項が改定された。

本年からステイタスJRの取り扱いを変更する。視覚障害のJR、JR2026についてはJP大会または日本パラ水泳選手権エントリー前にクラス分け評価を申し込むこととする。肢体不自由については実施数の関係上、2028年を目途にクラス分け評価を受けることが望ましい。

J－F C S クラス分け規則制定の背景：2015年に国際パラリンピック委員会より国際クラス分け規程（CODE）が制定され、国際競技連盟、各国パラリンピック委員会、国内競技団体も2018年以降それに準拠したクラス分け規則を設定することが義務化されている。2025年に国際クラス分け規程が改定された。これをうけて国際競技連盟であるWPSのクラス分け規則は2026年10月頃に改訂予定である。

国内では2024年 4月1日公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会クラス分け規程が制定され、2026年同規程の改訂案も受けて調整しているところである。

当連盟のクラス分け規則は直近のWPSクラス分け規則と日本パラリンピック委員会クラス分け規程の両方に準拠しつつ、国内状況を加味して制定する。

参照

・クラス分けについて [日本パラリンピック委員会（JPC）](#)

・ [JPC クラス分け紹介ビデオ（クラス分け委員会 クラス分け情報・研究拠点）](#)

[\(youtube.com\)](https://www.youtube.com/watch?v=...)

1. 総則

1. 1 クラス分けの意義

クラス分けとは、競技または種目を行うために必要な基本的動作に影響を与える障害の程度に従い、競技者を競技クラスに区分けすることをいう。そのクラス分けの目的は、パラスポーツの参加対象者を定め、種目における障害の影響を最小限に抑えることである。パラスポーツにおいて、単に障害の種類や程度が他の選手との優劣を決めるのではなく、その選手の鍛え上げられた技術、パワー、持久力、戦術、そして精神面の強さが組み合わさることが成功に繋がるようにするためにクラス分けは行われる（JPCクラス分け意義より）。

そのため、クラス分け評価は、国際的に共通する医学的情報の提供と、競技と同じように全力で行うこと、クラス分け委員の指示に協力することなどクラス分け評価においても競技同様フェアプレイの精神が不可欠である。また、クラス分け評価を受けるにあたり、競技者は十分なトレーニングを実施していることが望まれる。

1. 2 J-FCSクラス分け規則の適用とクラスやステータスの構成

1. 2. 1

このクラス分け規則は、IPCクラス分け規程、WPSクラス分け規則、JPCクラス分け規程を基にして日本国内の状況を加味して制定されており、JPSFの主催・共催する大会や公認する地域指定大会等に適用する。

「J-FCSクラス分け規則」の「J」は“日本”のという意味で、「FCS」は機能的クラス分けという意味を表わし、日本国内におけるJPSFの登録選手のクラス分けに関する規則を定めている。

1. 2. 2 クラスの構成

クラス分け評価を受けた競技者には、クラスとステータスが付与される。クラスは障害概要と障害の程度を表す。

Sは自由形・背泳ぎ・バタフライ、SBは平泳ぎ、SMは個人メドレーを表し、それぞれの泳法と数字でクラスを分けている。例えば「SB5」は平泳ぎに出場するときのクラスは5という意味である。

肢体不自由は切断、脊髄損傷、脳性まひ、低身長等の障害の種類に関係なく、S、SB、SMという泳法ごとに必要な運動機能等によってグループ分けされる。

下表にクラスの構成を示す。

クラス	障害の概要
1～10	肢体不自由、低身長。数字が小さい方が障害は重度。SBは1～9まで

1 1～1 3	視覚障害。数字が小さいほうが障害は重度
1 4	知的障害。知的障害は、W P Sクラス分け規則及び日本知的障害者水泳連盟の規定による。
1 5	聴覚・音声・言語障害。このクラスは日本独自のクラスである。
2 1	S 1～1 3（S B 1～1 3，S M 1～1 3）に該当しない場合（障害が軽度である、医学的情報が十分に提示されないためクラス分けが完了しない、W P Sクラス分け規則の適格障害に該当しない等）。このクラスは日本独自のクラスである。
意図的不実表示（I M）	1. 6 参照

1. 2. 3 ステイタス（確定度合い）の構成（別表 1 A・B 参照）

クラス分け評価を受けた競技者には、クラスとステイタスが付与される。ステイタスはクラスの確定の度合いを表す。

障害の原因が明確である、医学的情報と障害状況に一貫性がある、持てる能力を十分発揮している、障害程度の変化がない（進行しない）、肢体不自由等ではこれらに加えて水中での安全確保ができる、競技の基本となる特定の課題や動作が安定して行える等の条件が確認された場合は“確定”という意味のステイタスが付与される。クラスの確定にまで至ない場合は”見直しが必要“という意味のステイタスが付与される。

”見直しが必要“のなかには次年参加時に見直しが必要な場合と、一定期間後に見直しが必要な場合がある。次年参加時に見直しの場合、LRは地域大会で、JRは全国レベルの大会参加時にクラス分け見直しを行う。障害は安定しているが成長による影響を追跡した方がよい場合、あるいは十分なトレーニングを得て見直しが必要などの場合は一定期間後に見直すという“期限付き見直し”が付与される。

あわせて、クラス分けの実施体制に基づき主催等の全国レベルの大会でクラス分け評価を受けた場合は国内レベル（J レベル）、地域指定大会等で受けた場合は国内暫定レベル（L レベル）、選手自身によるセルフチェック（P C）の段階がある。つまり、全国レベルのクラス分け評価では、「J」（国内クラス確定）、「JR西暦年」（国内クラス期限付き見直し）、「JR」（国内クラス次年見直し）を、地域指定大会等のクラス分け評価では、「L」（国内暫定クラス確定）、「LR西暦年」（国内暫定クラス期限付き見直し）、見直し「LR」（国内暫定次年クラス見直し）のいずれかを付与する。

ただし、クラス分け評価の過程において、何らかの不一致があるなど確定や見直しに合致しない場合は「L J」（国内大会のみ認める）、「L L」（地域大会のみ認める）などのステイタスとなることがある。

付与されたクラスとステイタスは一体化しており、ステイタスの優先順に従いそのステイタスのクラスが競技時のクラスとなる。

国際クラス分け評価を受けた競技者は確定を意味する「C」、一定期間後に国際クラスを見直す「R西暦年（FRD）」、国際クラス分け評価が実施される大会に参加する際はクラスを見直す「R」が付与される。国際ライセンス登録をした選手で国際クラス分け評価が未実施の場合は「N」と表示される。

ステイタスは国内より国際ステイタスが優先され、「C」、「R西暦年（FRD）」、「R」、「J」、「J西暦年（J-FRD）」、「JR」、「LJ」、「LL」、「L」、「L西暦年（L-FRD）」、「LR」、「PC」の順に確定度が高い。

JPSFから指示がない限り、主催・共催大会や地域指定大会等にはJPSFが付与したクラスおよび国際クラスで出場しなければならない。

1. 3 クラス分け評価と実施大会等

1. 3. 1

JPSFに登録し競技大会に参加しようとする競技者は当連盟が指定したステイタスとクラスを持っていないなければならない。障害種別毎に定められた大会でクラス分け評価または諸手続きをしなければならない。

1. 3. 2 肢体不自由、低身長クラス分け評価

競技に参加しようとする場合、地域指定大会等で国内暫定のクラス（L レベル）を得る必要がある。全国レベル大会に出場を希望する場合は国内クラス（Jレベル）が原則必要である。

1. 3. 2. 1 JPSF主催・共催大会（全国レベル）に参加する場合（Jレベルのクラス分け）

主催・共催大会（以下、全国レベルの大会という）へ出場する際は少なくとも国内暫定クラスで参加標準記録に達していなければならない。大会の要項に示されたクラス分けの出場要件を満たしていない場合は大会出場に際してクラス分け評価を受けなければならない。クラス分け評価は競技会に先立って行う。大会ごとのクラス分け出場要件については要項にて明確にする。

1. 3. 2. 2 地域指定大会等（地域レベル）に参加する場合（Lレベルのクラス分け）

地域指定大会（地域レベル）に初めて参加する場合、大会要項に従ってクラス分けを受けなければならない。選手は自分の所属する地域指定大会にてクラス分け評価を受けなければならない。ただし特別の事情があり別の地域指定大会でクラス分け評価を希望する場合は双方の地域連盟が了解した場合に限り可能である。

1. 3. 2. 3 その他、J P S F が公認する大会に参加する場合

J P S F が認める記録会等においてクラス分けを実施する場合がある。大会要項に従ってクラス分けを受けることができる。この場合はクラス分けの実施体制によりクラスステイタスが決定される。

大会要項にセルフチェックのクラスで出場が認められている場合に限り、セルフチェックのクラスで参加することができる。記録はそのクラスとステイタスで公認されるが、大会記録、日本新記録には該当しない。表彰についてはそれぞれの大会要項による。

セルフチェックシステム： <https://class-check.paraswim2.jp/>

1. 3. 3 視覚障害のクラス分け

競技に参加しようとする場合、地域指定大会等で国内暫定クラス（L レベル）を得る必要がある。全国レベル大会に参加する場合はエントリー時に国内クラス（J レベル）を得ておく必要がある。

1. 3. 3. 1 J P S F 主催・共催大会（全国レベル）に参加する場合（国内クラス分け）

J P S F 主催・共催大会（全国レベル）へ出場する際は国内クラス（ステイタスJ、JR、JR西暦年）で参加標準記録に達していなければならない。

1. 3. 3. 2 地域指定大会に参加する場合（国内暫定クラス）

初めて地域指定大会に出場する際は、選手は自分の所属する地域指定大会にてクラス分け評価を受けなければならない。

1. 3. 4 聴覚障がい者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は、身体障害者手帳に基づき登録時に自動的にクラス分けされる。

1. 3. 5 クラス分けに必要な医学的情報の提出

クラス分けでは医学的に証明される明確な運動障害等又は視覚障害があり、障害状態がクラス分け評価で測定できるものであることを証明する必要がある。クラス分けの適用となる障害を表3に示す。

もし、障害の原因となる医学的な情報が証明されない場合やW P S のクラス分け規則に定めた障害でない場合および障害状態が安定しない場合は、クラス 2 1 又はステイタスL J となる。

1. 4 クラスの見直しと変更について

1. 4. 1

以下に定める事項にてクラス分け再評価を行いクラス分けの変更が適切と判断された場合、ステイタスやクラスが変更になる場合がある。変更になった場合は新しいクラスとそのステイタスが優先される。

または、J-FCSクラス分け規則が変更になった場合はステイタスまたはクラスあるいは両方が変更になる場合がある。

1. 4. 2 期限付き見直しステイタス「JR西暦年」、「L西暦年」の場合

このステイタスの場合、該当する西暦年にクラス分け評価を受ける必要がある。「JR西暦年」であれば全国レベルの大会に、「L西暦年」であれば地域レベルの大会に参加する際にクラス分け再評価を受けなければならない。ただし、実施数に限りがあるため該当年に実施できない場合がある。見直し年を経過した場合は早期にクラス分け評価を受けることとする。

1. 4. 3 新たな障害が追加され、クラスの見直しを希望する場合（医学的見直しの要請）

新たな障害が追加された場合、競技者はそれを証明する書類（障害状況を証明する診断書等）を準備し、クラス分け評価を申し出ることができる。なお、新たに生じた障害が明確で安定していなければならない。新たな障害とは身体障害者手帳の等級が変更になる程度の障害である。見直しを希望する場合は技術委員会に申し出る（ホームページのお問合せメールより）。クラスの見直しによる再クラス分けをする大会はその選手が持っているステイタスと同じレベルで行うことを原則とする。

1. 4. 5 国際ステイタスを保持している競技者で障害が変化した場合

国際ステイタス（C, R, R西暦年）を保持している競技者で障害が変化した場合や新たな障害が追加された場合、国内クラスを見直すには国際クラスとステイタスを放棄しなければならない。その場合は、国際クラス差止めの手続きを行う必要がある。再クラス分け評価はJPSFが指示した大会で行われる。

1. 4. 6 クラス分けチームがクラス分け再評価を指示する場合

国内ステイタスがいずれであってもクラス分けチームが再評価を必要と判断した場合はクラス分け評価を受けなければならない。

1. 4. 7 再クラス分け評価時の特別出場について

JPSFクラス分けチームよりクラス分け評価を受けるように指示がある競技者は、指示された大会にオープンで参加することができる。（標準記録を設定している大会は参加標準記録に達していなくても参加できる。この場合は大会参加申し込み手順に従い申し込みを行い、再クラス分け指示のコピーを添付すること。）

1. 5 クラス分け評価の中止（CNC）

何らかの理由によりクラスが付与できないとクラス分け委員が判断した際はクラス分け評価中止となり、クラス分け未完了（CNC）と表示される。クラス分けパネルは中止となった理由を競技者に伝えなければならない。競技者はその理由を解決する準備が整えば再度クラス分け評価を受け

ることができる。速やかに解決できない場合は別の機会にクラス分け評価を受けなければならない、その時点で大会には参加できない。

1. 6 意図的不実表示 (IM)

競技者はクラス分け評価のすべての過程において真摯に対応し、本来の能力を発揮しなければならない。クラス分けチームが、医学的情報、フィジカルアセスメント、テクニカルアセスメント(ウォーターテスト)、競技観察に大きな差異がみられるなど整合性が得られない、パフォーマンスが一定しない、あるいは虚偽の可能性があるとしてクラス分けチームが判断した場合は“意図的不実表示”というクラスが付与される。その時点から競技会への参加は認められない。その時点から4年間はJPSF主催大会及び地域指定大会等には出場できない。

1. 7 クラス分けの抗議

1. 7. 1

ステイタス「J」「JR西暦年」の場合、自分のクラスに対して抗議をすることができる。この場合は以下の規定に従い申請をし、JPSFが指定する大会にて抗議処理のクラス分け評価を受けなければならない。

1. 7. 2 抗議の手続き

抗議を希望する場合、所定の用紙に抗議理由を記入し自分が登録している地域連盟の大会にて抗議料及び手数料を添えて提出すること。抗議料は8,000円、手数料は2,000円とする。

1. 7. 3 抗議処理の対応

肢体不自由等の競技者の抗議処理委員会のメンバーは少なくとも12か月以内に該当競技者をクラス分けしたことのないクラス分け委員3名、FCSに精通したクラス分け委員1名及び技術委員長又は副技術委員長のうち1名の合計5名とする。抗議によるクラス分けは、この条件が整う直近の主催大会にて行う。

視覚障害の競技者の抗議処理委員会はJPSFが認める委員と外部の視覚障害のクラス分けの知識を持った委員、技術副委員長にて構成される。抗議処理委員会にて指示された医学的情報等を提出し、指示された場所(大会又は指示された医療機関)で行われる。

1. 7. 4

抗議が認められれば抗議料は返金される。ただし手数料は返金されない。

抗議が認められなかった場合は抗議料及び手数料は全額徴収される。

1. 8 クラス分け評価のレベルとクラス分け委員の構成

JPSF主催大会等の全国レベルの大会および地域指定大会等でクラス分けが行われる場合は、

以下の規定に基づき実施されなければならない。

1. 8. 1 J P S F主催大会等の全国レベルの大会（国内クラス分け）

J P S F主催大会等における肢体不自由のクラス分けは、少なくともメディカルクラス分け委員 1 名及びテクニカルクラス分け委員 1 名を 1 パネルとして構成されなければならない。全体的なパネル数は大会に応じて調整する。クラス分けチームの主任は上級委員とする。クラス分け委員の総人数のうち半数が中級以上の公認委員であることとする。テクニカルクラス分け委員は他の競技役員を兼務することができる。

1. 8. 2 地域指定大会等（国内暫定クラス分け）

地域指定大会における肢体不自由等のクラス分けは少なくともメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域指定大会のクラス分けには中級メディカルクラス分け委員を含み、クラス分け委員の総数のうち半数が初級以上の公認委員であることとする。クラス分けチームには上級メディカルクラス分け委員 1 名が含まれていることが望ましい。総人数は地域指定大会の状況に応じて決定できる。テクニカルクラス分け委員は、他の競技役員を兼務することができる。

もし地域指定大会でクラス分け委員の構成を満たない場合は、必要な人員の派遣を J P S F に申し込まなければならない。派遣詳細は別に定める。

1. 8. 3 その他の大会

上記以外の大会等で J P S F に事前に届け出たうえで、JPSF クラス分け委員でパネルが構成できる場合はクラス分け評価を実施することができる。ステイタスは構成したパネルのメディカルクラス分け委員の認定ランクのレベルとする。また、すみやかに直近の大会にて競技観察を行い、クラス評価を完了することとする。

1. 9 公認クラス分け委員及び医学的情報評価委員等クラス分け従事者について

クラス分け評価や管理等に関わる者は、J P S F の技術支援会員または専門的な知識を持ち J P S F が認めた者である。医学的情報評価委員は医学について専門的な知識やクラス分けの知識を有しており、医学的な側面からクラス分けをサポートする。これらの委員は一定の資格や講習を受け、それぞれ別に定める規定に基づき公認される。

クラス分け従事者は J P S F の技術支援会員規程、コンプライアンス規程、個人情報保護についての取り扱い基本方針等を遵守しなければならない。もしこれらの規程に違反することが認められた場合はしかるべき手続きの上、処分規程に基づいて処分される。

1. 10 クラス分けの結果の公表について

付与されたクラス、ステイタス、CoE については、J P S F ホームページの選手記録データベースにて閲覧できる。閲覧できる範囲は当該年度に選手登録をしている範囲である。

参照：playersearch | (一社) 日本パラ水泳連盟 (paraswim.jp)

2. クラス分け評価の手順

2. 1. 肢体不自由等のクラス分け評価の手順

2. 1. 1 全国レベルのクラス分け評価の手順（国内クラス）

主催・共催する全国大会におけるクラス分け評価の手順はW P Sのクラス分け規則に準じて、次の必要な手続き及びアセスメントを行う。

- ① 医学的情報の提出（別添 1 参照）
- ② 誓約書
- ③ フィジカルアセスメント（陸上における運動機能評価：身体計測、筋力テスト、関節可動域テスト、協調性テストほか）
- ④ テクニカルアセスメント（ウォーターテスト：安全確保、伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、4 泳法など）
- ⑤ 競技観察 100m S 種目（自由形・背泳ぎ・バタフライ）と 100m S B 種目（S B 1～3 は 50m）に出場する

これらのうち①～④は競技会に先立ち実施され、競技者の支援者（成人のコーチやチームスタッフ等）が 1 名付き添わなければならない。

クラス分け委員から追加の医学的情報の提出の指示があった場合はすみやかに提出すること。必要な情報が提出されない場合、クラスやステイタスが付与されず、競技会に参加できないことがある（CNC）。また、評価中、必要に応じてクラス分け委員によるビデオ撮影をする場合がある。しかしながら選手側の撮影や記録は禁止とする。

アセスメント方法の詳細はW P S クラス分け規則に準ずる。

参照：

[2022 World Para Swimming Classification Rules and Regulations FINAL.pdf \(paralympic.org\)](https://www.paralympic.org/2022-World-Para-Swimming-Classification-Rules-and-Regulations-FINAL.pdf)

クラス概要は、別表 2 「J－F C S クラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 1. 2 地域レベルのクラス分け評価の手順（国内暫定クラス）

地域レベルのクラス分けは 2. 1. 1 を緩和して行うことができる。医学的情報は身体障害者手帳や問診にて代用してもよい。競技会に先立って実施するが、競技会前日でなくてもよく、地域連盟にてアレンジすることができる。

2. 2 視覚障害のクラス分け評価の手順

2. 2. 1 全国レベルのクラス分け評価の手順（国内クラス）

全国レベルのクラス分け評価の手順はWPSのクラス分け規則に準じて、次の必要な手続き及びアセスメントを行う。

- ①「視覚障害クラス分け用診断書」や各種検査結果一式の提出（別添2参照）
- ② 視覚障害クラス分け委員による書類審査

アセスメント方法はWPSクラス分け規則に準じる。

参照；

[2022 World Para Swimming Classification Rules and Regulations FINAL.pdf \(paralympic.org\)](#)

クラスの概要は別表2「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

クラス分け委員より追加検査等の指示がある場合は速やかに対応すること。必要な情報が提出されない場合、クラスやステイタスが付与されない。

クラス分け評価は随時受け付けるが、クラス分けの判定の翌月から適用とする。

2. 2. 3 地域レベルのクラス分け（国内暫定クラス）

地域指定大会等でクラス分けは2. 2. 1を緩和して地域連盟にてアレンジすることができる。競技者は視覚機能が記載された身体障害者手帳のコピー又は医学的情報を提出し、クラス申請を行う。申請には疾患名、矯正視力、視野の範囲についての情報が必要である。

2. 3 聴覚障害のクラス分け手順

1. 3. 4によってJPSF登録時に自動的に登録される。

2. 4 18歳未満等の競技者に対する保護者の責任について

18歳未満の競技者や法律的に保護が必要な競技者の保護者・成人後見人はJ-FCSクラス分け規則に規定されていることを理解し、これらの競技者がクラス分け評価を受ける際には、競技者に適切に助言を行うなど、保護者・成人後見人も協力しなければならない。

2. 4 コード・オブ・エグゼプション（CoE 又はRE）

2. 4. 1

泳法は世界水泳連盟（以下WAと略す）の競技規則で定めた泳法が基本となっているが、障害

のためできない場合や怪我の危険がある場合、障害により明らかな不利益が生じる場合等はWA規則を緩和又は追加して障害に配慮した規則としている。規則と合わせて、競技者の個々の障害状況に応じて泳法の観点、安全面の観点よりいくつかのコードが付与される。それをコード・オブ・エクセプション（以下「CoE」という）又は泳法例外コード（以下「RE」という）と呼ぶ。CoEはクラス分け評価において付与される。

2. 4. 1. A CoEコード一覧

2018 年以降に国際クラス分けを受検した競技者及び 2018 年WPSクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し済みの競技者のCoE

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等が握れない場合に介助用具を使う。）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED

（例えば入退水などの場面で）競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - Breaststroke - One Hand Touch 平泳ぎ-片手タッチ

3 - Breaststroke - Simultaneous Intent to Touch

平泳ぎ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

4 - Butterfly - One Hand Touch バタフライ-片手タッチ

5 - Butterfly - Simultaneous Intent to Touch

バタフライ-同時タッチの意思を見せながらのタッチ

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするか又は脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

※アンダーラインが2. 4. 1. Bとの相違点

2. 4. 1. B RE一覧

2018年WP Sクラス分け規則に準じた国内クラス分け見直し未対応の競技者のRE。大会のスタートリストにはコード符号の前に*が付記される

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED

聴覚障害があるのでスタートを知らせるライト又はシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE

スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等を握れない場合に介助用具を使う。）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START

背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない。

A - ASSISTANCE REQUIRED（例えば入退水などの場面で）

競技者を介助するスタッフが必要

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ。）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - RIGHT HAND TOUCH 右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

3 - LEFT HAND TOUCH 左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH

同時タッチの意思を見せながらのタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない。〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ。〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED

バタフライキックを打つ機能がある。〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 2 コード・オブ・エクセプション (CoE) の変更

付与されたコード・オブ・エクセプションは、競技観察においてパフォーマンスが確認されたとき変更されることがある。また、クラス変更には至らないが障害が変化した、またはプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて競技者から申し出がある場合は変更されることがある。

2. 4. 3. コード・オブ・エクセプション (CoE) 一時的付与

競技者が一時的な疾患により、本来の泳法通りに泳ぐことができない場合、一時的な疾患があることの証明を持参し、該当大会のクラス分けに提出し、認められた場合は一時的なCoEを付与することがある。

別表 1 A ステイタスについて

PC : 選手や関係者が J P S F のセルフチェックシステムにて回答形式で導かれたクラスである。競泳を始める際の目安とすることができる。大会へ出場する際の取り扱いについてはそれぞれの大会要項に記載する。

L : 地域指定大会等で簡易的な J - F C S クラス分け評価を受けた暫定的な国内クラスであることを意味する。クラスが安定している場合「L」、期限付き見直し「LR西暦年」、次年地域大会での見直しは「LR」となる。

日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会に参加するためには、まず、このステイタスのクラスが必要である。このステイタスで、ジャパンパラ水泳競技大会に参加するときにはクラス分け評価を必ず受けなければならない。日本パラ水泳選手権大会に出場するときには大会要項に従い、必要に応じてクラス分け評価を申し込むこと。

J：日本パラ水泳選手権大会やジャパンパラ水泳競技大会等のJPSF主催大会等でJ-FCSクラス分け評価を受けた国内クラスであることを意味する。このステイタスは「L」レベルより優先される（クラスの確定度が高い）。クラスが確定している場合は「J」、期限付き見直しは「JR西暦年」、次年見直しは「JR」となる。 主催大会でクラス分けを受けた結果、医学的情報が不十分、水泳技術において非常に未熟である場合等、国際クラス分け規則の適用とならない場合等は「LJ」「L」「LL」とする場合がある。「LJ」はWPS公認大会に参加することができない。ただし、日本パラ水泳選手権大会はそのクラスで参加できる。「LL」は地域大会のみ、そのクラスで出場できる。
N：国際ライセンス登録をしており、国際クラス分け受検を待機している場合は「New：新しい選手」と表記される。国内ではN（国内ステイタス）と表記する。
R：RはWPS公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、Cステイタスに至っておらず、クラスの再評価が必要な国際クラスであることを意味する。 「Review：見直し」という意味がある。WPS公認クラス分けが実施される大会に参加する場合はクラス分け評価を受けなければならない。「R西暦年」は指示された期限まで見直しは不要だが、その年にはクラス分け評価が必要な場合に付与される（FRD）。例えばR2028は2028年の最初に出場する国際クラス分けを実施する大会で国際クラス分け評価を受けなければならない。
C：Cは、WPS公認大会の国際クラス分けでクラス分け評価を受けた競技者で、クラスが確定している国際クラスであることを意味する。「Confirmed：恒久的」という意味がある。 Cステイタスになった以後は国際クラス分け評価を受ける必要はない。ただし、WPSから指示がある場合やクラス分け規則が変更になった場合は再度クラス分け評価を受けなければならない。

- 注1 「LR(西暦)」、「JR(西暦)」と記載されている場合、そのステイタスと同等の大会で指定された年にクラス分けを受けなければならない。
- 注2 「LR」、「JR」の場合は、次年に同レベルの大会に参加する際にクラス分け評価を再度受けなければならない。
- 注3 L～Jのいずれであっても、クラス分け委員から指示があればクラス分け評価を受けなければならない。
- 注4 「R(西暦)*」は、国際クラスを国内クラス分けで再確認した場合に追記される。
- 注5 WPS公認大会で国際クラス分け評価を受けて、クラス分け中止となった場合、国内クラスは21またはステイタスLJとなる。

別表 1 B ステイタスの一覧と関連事項

レベル	ステイタスの種類	関連大会等	日本記録の公認
セルフチェック	P C	地域大会、通信記録会など大会要項に記載がある場合	×
L レベル	L・L 西暦・L R・L J・L L	地域指定大会／ 中級を含むクラス分け委員で実施されたクラス分け	×
J レベル	J・J 西暦・J R	日本パラ水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会や春季チャレンジレースなどで、上級を含むクラス分け委員で実施されたクラス分け	○
国際レベル	C・R 西暦・R	W P S 公認クラス分けが実施された大会で行われたクラス分け	○

別表 2. J - F C S クラス分け概要一覧

1. 肢体不自由

クラス	得点（健常は300点）	クラス	得点
S1	≤65	SB1	≤65
S2	66-90	SB2	66-90
S3	91-115	SB3	91-115
S4	116-140	SB4	116-140
S5	141-165	SB5	141-165
S6 ^a	166-190	SB6 ^a	166-190
S7 ^b	191-215	SB7 ^b	191-215
S8	216-240	SB8	216-240
S9	241-265	SB9	241-275
S10	266-285		
S21	S1～10に該当しない場合（国内独自）	SB21	SB1～9に該当しない場合（国内独自）

a. S6/SB6 には、低身長症の選手も含まれる。

b. S7/SB7 には、低身長症の選手も含まれる。

個人メドレーの競技クラスの付与は、選手の S 泳法と SB 泳法の競技クラスを基に計算される。計算は整数に四捨五入される。例えば、計算で 6.5 という結果の場合は競技クラス SM 7 となる。

例：選手に S5 以上（即ち S6）の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス (SM) の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{3 \times \text{Sクラス} + 1 \times \text{SBクラス}}{4}$$

例：選手に S4 以下の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス (SM) の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{2 \times \text{Sクラス} + 1 \times \text{SBクラス}}{3}$$

2. 視覚障害

クラス	障害プロフィール (矯正メガネ等を使用したもっとも良い状態の視覚機能でクラス分けされる。)
S11・SB11・SM11	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) より悪い場合
S12・SB12・SM12	LogMAR 2.60 (少数視力 0.0025 相当) ～LogMAR 1.50 (少数視力 0.03 相当) 又は視野が直径10度未満の場合又はその両方の場合
S13・SB13・SM13	LogMAR 1.0 (少数視力 0.1 相当) 以下の場合又は視野が直径40度未満の場合又はその両方がある場合
S21・SB21・SM21	S11～13 に該当しない場合 (国内独自)。屈折異常の病名のみの場合等

注1 コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用するか否かに関らずクラス分け時はそれを使用することが義務付けられている。

注2 クラス11の競技者は見えない（黒く塗りつぶした）ゴーグル等の着用が義務付けられている。ただし、両眼が義眼の選手はこの限りではない場合がある。

3. 聴覚障害

S15・SB15・SM15	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持している者 (このクラスはWP Sクラスに該当しない。)
---------------	--

別表3.S・SB・SM1～14の対象となる障害

筋力低下	中枢神経系、末梢神経系、または筋（筋起始および筋附着部を含む）の構造および機能に影響を及ぼす基礎疾患を有するもの。例：頸髄損傷、脊髄損傷、分娩麻痺、二分脊椎、ギランバレー等
------	--

他動的関節可動域制限	骨、関節、結合組織、または軟部組織の構造に影響を及ぼす基礎疾患を有するもの。例：関節拘縮症、リウマチ等
四肢欠損または/および四肢長差	四肢の全体的または部分的な欠損、または解剖学的に不規則な四肢の長さを呈し、骨および/または関節に影響を及ぼす外傷、病気または先天性の原因による基礎疾患を有するもの。例：先天性前腕欠損、大腿骨形成不全、四肢奇形等
低身長	上肢及び下肢の骨の長さが先天的にまたは発達段階的に短くなった結果、全身の長さ（頭部、体幹および下肢を含む、または体幹が短くなる場合もある）が短いもの。例：軟骨無形性症
筋緊張亢進/失調・痙性およびジスキネジア	これらは協調性障害とも呼ばれ熟練した運動の全領域を、流動的に、迅速に、かつ正確に、自発的に行う能力に悪影響を及ぼし、中枢神経系の構造と機能に影響を及ぼす基礎疾患を有しており、以下のうち1つ以上を有しているもの ・筋緊張亢進/痙性：速度依存性の筋緊張の亢進、および/または筋の伸張能力の低下 ・運動失調：随意運動の方向と速度の精度が制限される ・ジスキネジア（アテトーゼ、ジストニア、舞踏運動）：随意運動を妨げる不随意運動 例：脳性麻痺、頭部外傷、脳卒中による後遺障害等
視覚障害	眼球、視神経、視交叉、視交叉後の視覚経路、または脳の視覚野の構造または機能に影響を及ぼす基礎疾患を有しており、その結果、屈折矯正または光学矯正を行っても、視覚機能が低下するか、または全く機能しないもの。例：未熟児網膜症、黄斑ジストロフィー、先天性緑内障、網膜色素変性症等
知的障害	全ての認知機能及び生涯にわたるその発達を含む様々な精神機能を建設的に統合するために必要な知的機能全般における制限を引き起こす基礎疾患を有する

付則：この規程は平成21年度から実施する。

付則：平成22年度 REについて一部修正

付則：平成24年度 WPS2011.5版に準じて一部修正

付則：平成25年度 諸手続きを明文化し加筆、WPSの通達により医学的証明について追加

付則：平成26年度 WPS競泳競技規則やクラス分けコードの2014改定ならびに2014年
内のWPSからの通達等により更新、公認競技役員規程2015改定により修正

付則：平成28年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：平成29年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：2018年 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：2019年 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：2022年 一部修正

付則：2023年 WPS クラス分け規則の規定により一部修正

付則：2024年 JPCクラス分け規程により一部修正

付則：2025年 一部修正

付則：2026年 一部修正

用語の補足説明

主催・共催大会：JPSF が主催する大会で日本パラ水泳選手権大会と春季チャレンジレースをいう。共催する大会とはジャパンパラ水泳競技大会をいう。これらの大会は全国レベルの大会である。

公認大会：JPSF の競技規則やクラス分け規則により実施され、JPSF が指示した JPSF 公認競技役員が従事しているなどの要件を満たした大会で、その記録は JPSF に報告され、JPSF のホームページの「選手記録データ」に反映される。具体的には地域指定大会や JPSF 主催の通信記録会大会等である。

別添 1 肢体不自由等のクラス分け評価に必要な医学的情報の例

切断、奇形	・ 診断書（発症、治療歴、経過、障害概要、予後等） ・ 障害部位の単純撮影の画像（6 カ月以内に撮影したもの） ・ 四肢長の計測値、形態測定値、関節可動域検査等 ・ 筋肉の欠損がある場合はそれを証明できる画像（MRI 等）
脳性麻痺、頭部外傷など	・ 診断書（発症、治療歴、経過、障害概要、予後等） ・ 痙性の評価 アシュワーススケール＝MAS ・ 障害の原因がわかる脳の画像（MRI、CT など） その他、疾患に応じた検査所見など
脊髄損傷、二分脊椎など脊髄疾患	・ 診断書（発症、治療歴、経過、障害概要、予後等） ・ 障害の原因がわかる脊髄の画像（MRI など） ・ MMT や ASIA、MAS など障害特性に応じた運動機能検査の結果
その他の機能障害 （関節可動域制限、末梢神経麻痺、外傷等）、低身長	・ 診断書（発症、治療歴、経過、障害概要、予後等） ・ 診断を確定する根拠となる検査結果とその所見や画像 ・ 障害状況を示す運動機能検査結果（ROM-T や MMT）や神経学的検査結果、所見など

別添 2 (一社) 日本パラ水泳連盟 視覚障害クラス分け用診断書 (全国大会用)

ふりがな
患者氏名 : 性別 : 男 ・ 女

生年月日 : 西暦 年 月 日生 () 歳

診断名 :

眼所見 (前眼部、 中間透光体、眼 底、その他) * 眼底検査等添付	
右視力	RV= (x D = D Ax)
左視力 * オートレフの結果添付	LV= (x D = D Ax) 競技に使用するしないにかかわらず矯正視力も測定のこと。
視野 * 検査結果添付	ゴールドマン動的視野だと III-4e、ハンフリー静的視野だと Full Field 120 Point Screening Test III White という条件で測定してください。 結果 直径 10 度未満 ・ 直径 40 度未満 ・ 測定不能 何らかの狭窄を認めるが上記に該当せず ・ 異常なし
特記事項 (義眼、飛び込み禁止など競泳競技における医学的留意点があれば記載してください。)	

※検査結果は6か月以内のものを有効とする。

上記のとおり、診断します。
西暦 年 月 日

医療機関名
住所 〒
電話

医師名 (自署または印)

===== 以下は連盟記載欄 =====

クラス判定日	クラス				COE			判定者
	11	12	13	21 (NE)	T	B	ナシ	